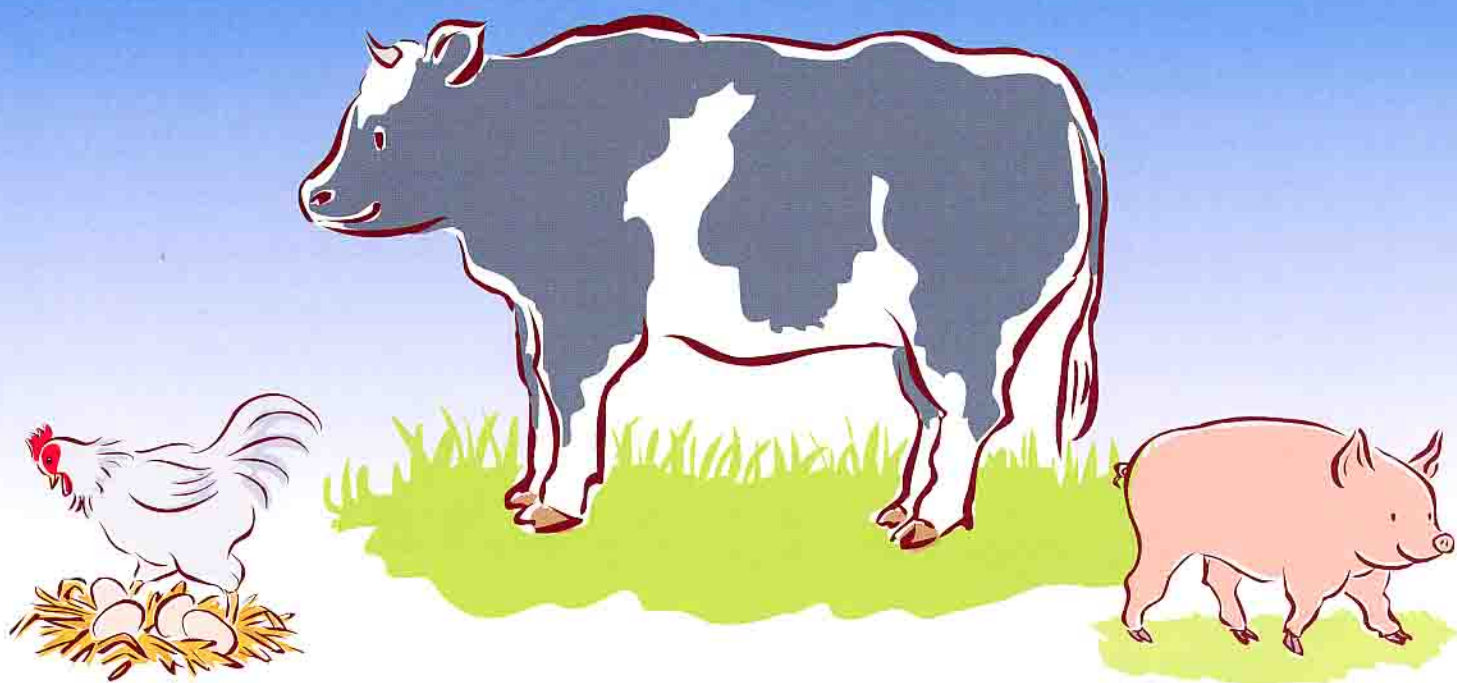
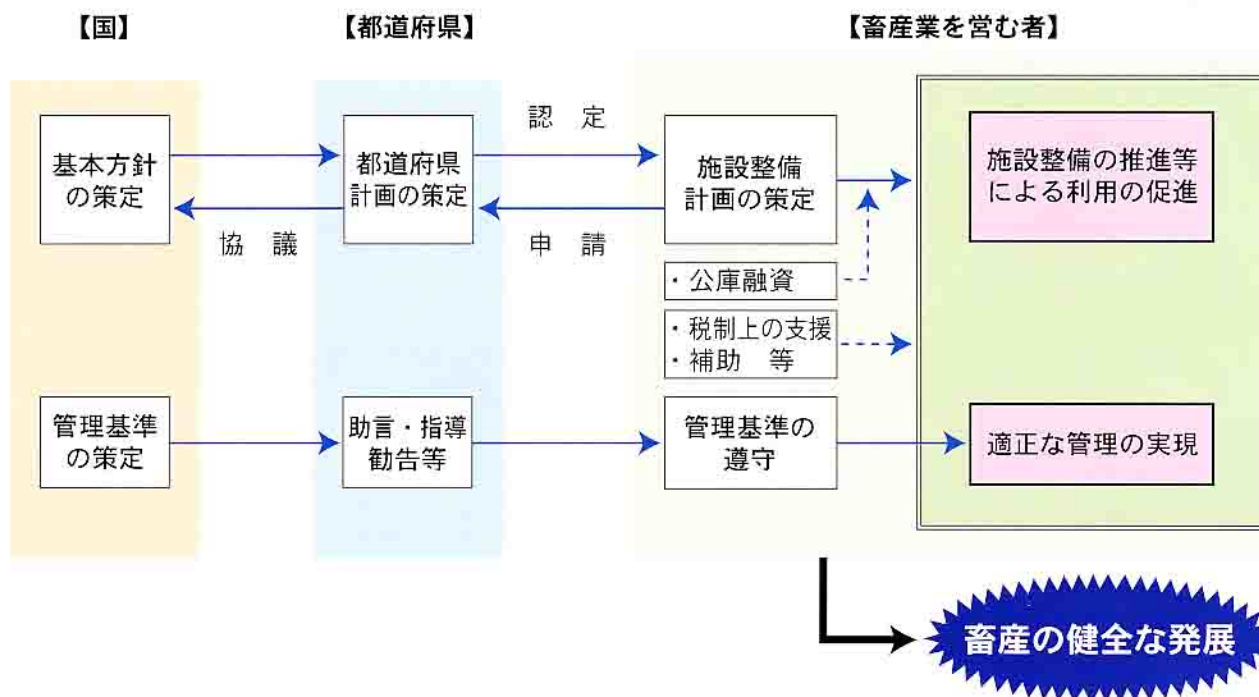


家畜排せつ物法について



法律のしくみ



山形県農林水産部
社団法人 山形県畜産会

わたしはどうなの？家畜排せつ物法

飼養頭数は、次の頭数(法律の対象となる飼養頭数)以上ですか？

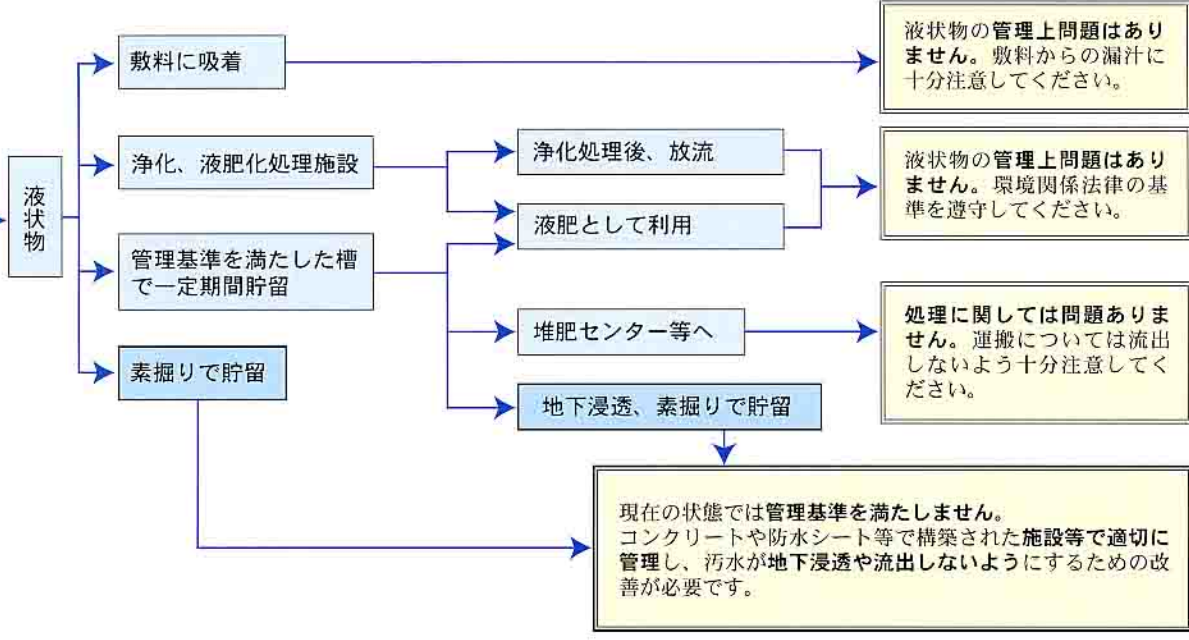
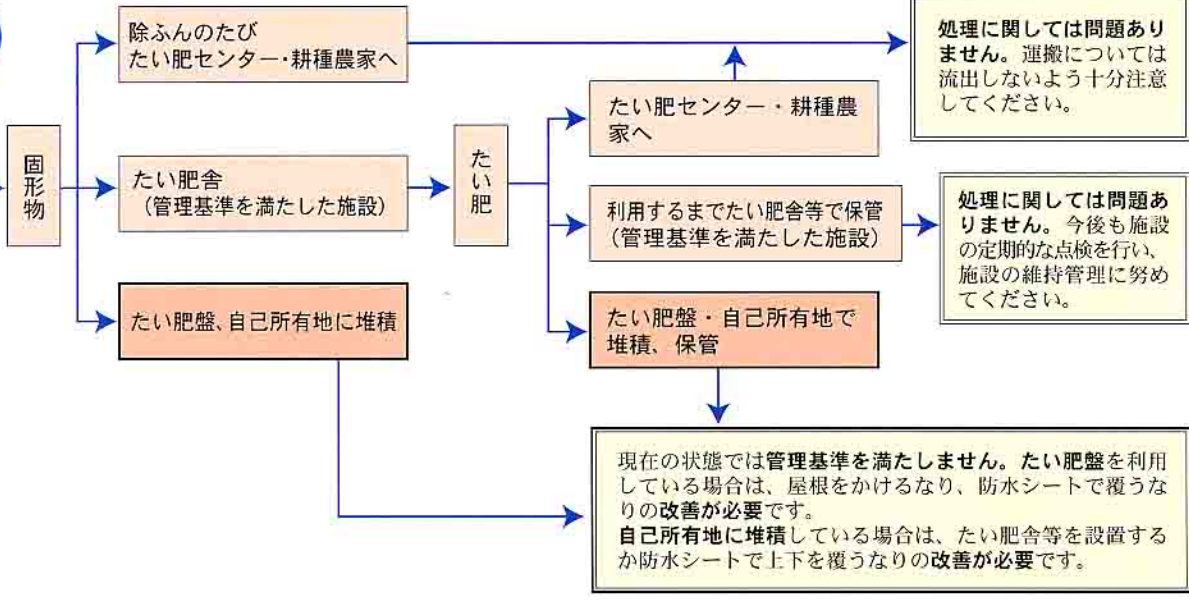
牛・馬 10頭 (6ヶ月齢未満の子畜を除く*)
 豚 100頭 (3ヶ月齢未満の子畜を除く)
 鶏 2000羽 (2日齢未満のヒナを除く)

*肉用牛繁殖経営で出荷が確実と見込まれる子畜については10ヶ月齢未満の子畜を除く。乳用種育成経営の場合、育成頭数に1/3をかけた頭数でカウントします。

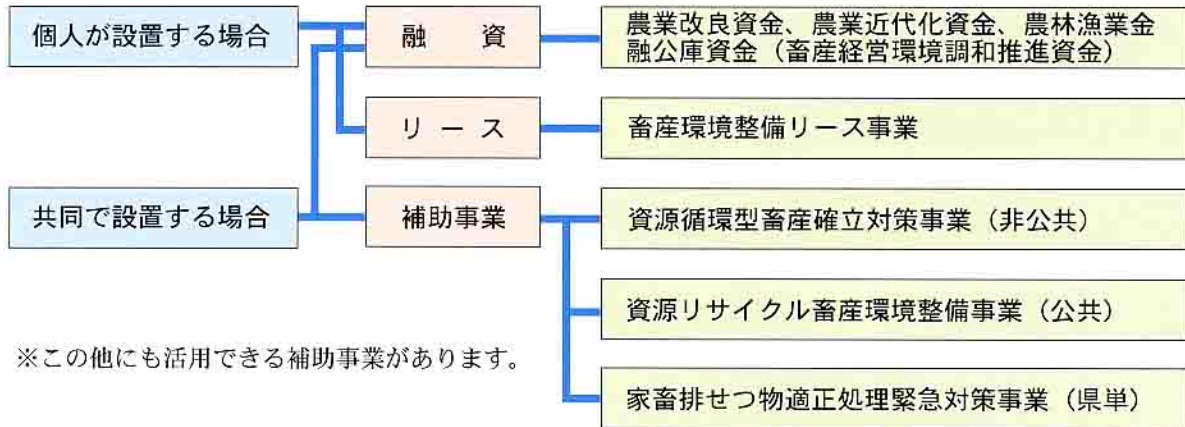
いいえ

飼養頭数が小規模な農家については、排せつ物の発生量が少ないこと、自己所有の農地等に還元することで野積み、素掘り等が改善される可能性が高いことから法律の対象にはなりません。小規模でも環境問題の発生を防止することは大事ですので、野積みや素掘りは行わないよう適切に管理してください。

はい



3 家畜排せつ物処理施設の設置に対する助成制度



4 家畜排せつ物の利用の促進のための山形県計画概要

資源循環や環境保全に対する県民の意識が高まっている中で、家畜排せつ物を単なる産業廃棄物でなく、持続的な農業発展の観点から、土づくりのための資源として有効活用していかうというものです。

県内畜産農家からの家畜排せつ物（平成11年）

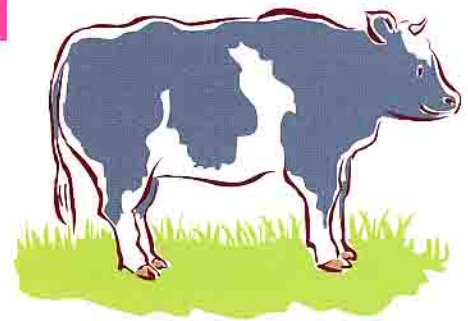
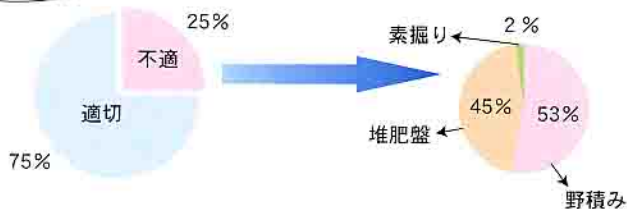
ふん 747千トン 尿 469千トン 計1,216千トン
（うち法律対象農家割合95%）

適切な
処理

ふん 454千トン
尿 463千トン
合計 917千トン

不適切な
処理

ふん 294千トン
尿 5千トン
合計 299千トン



施設整備目標

平成16年までの施設整備計画

大規模共同施設		中規模共同施設				個人施設					
たい肥舎	強制発酵施設	たい肥舎	強制発酵施設	低コストハウス	浄化処理施設	たい肥舎	強制発酵施設	低コストハウス	貯留槽	浄化処理施設	簡易対応
3	7	43	35	17	2	60	14	11	4	1	222

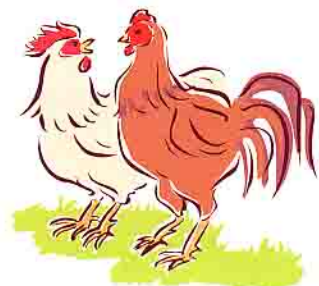
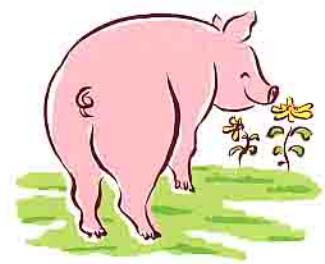
※簡易対応は、ビニールシートで覆いをかける等して、流失、浸透を防ぐもの。
※不適切な処理分の対応のみを考慮。

計画に基づく
施設整備

家畜排せつ物の管理の適正化(たい肥化)

低コストたい肥生産技術
関係機関の連携

土づくり資源



家畜排せつ物の利用の促進
持続性の高い農業の推進

1 家畜排せつ物の管理の適正化のための措置

対象は、「畜産業を営む者」からの「牛、豚、鶏、馬」の排せつ物となっています。

●管理基準の遵守

- ①農林水産大臣による管理基準の策定
- ②畜産業を営む者による管理基準に則した家畜排せつ物の管理
- ③県知事による必要な指導・助言、勧告・命令の実施

管理基準

区分	内容	適用時期
施設の構造に関する基準	ふんの処理・保管施設は床をコンクリートその他の不浸透性材料で築造し、適正な覆い及び側壁を有するものとする	平成16年 11月1日から
	尿やスラリーの処理・保管施設は、コンクリートその他の不浸透性材料で築造した構造の貯留槽とする	
管理の方法に関する基準	家畜排せつ物は、施設において管理すること	平成11年 11月1日から
	管理施設の定期的な点検を行うこと	
	施設に破損があるときは遅滞なく修繕を行うこと	平成14年 11月1日から
	送風装置等の維持管理を適切に行うこと	
家畜排せつ物の年間発生量、利用量を記録すること		

ふんの管理施設としては、堆肥舎が一般的ですが、防水シートで上下を覆うなどの簡易な方法でも良いとされています。堆肥盤は、不適切な施設とみなされますので、屋根かけをするか、ビニール等で覆いをしてください。

●小規模畜産農家については、管理基準が適用になりません。

◆飼養頭羽数が

牛、馬	10頭未満
豚	100頭未満
鶏	2,000羽未満

の畜産農家は適用外となります。
家畜排せつ物を適正に管理する重要性は同じ
です。適切に管理しましょう。

2 家畜排せつ物の利用の促進のための措置

①基本方針の策定

農林水産大臣による家畜排せつ物の利用の促進に関する基本方針の策定

②都道府県計画の作成

県による地域の実情に即応した施設整備の目標等を内容とした計画の作成

③金融上の支援措置（施設整備計画の認定と融資）

- ・畜産業を営む者が作成する施設整備計画を県知事が認定
- ・認定を受けた者に対する農林漁業金融公庫資金（畜産経営環境調和推進資金）の融資

●税制上の特例措置

①所得税・法人税（国税）

畜産業を営む者が新設する堆肥化施設等について、青色申告する場合、その取得額の16%（平成11年度現在）の特別償却ができます。

②固定資産税（地方税）

畜産業を営む者が新設する堆肥化施設のうち、平成11年11月1日から平成16年3月31日までに取得したものについて、取得後5年間課税標準が1/2に軽減されます。

なお、市町村に申告する際には施設が管理基準を満たしているかどうかの農林水産大臣証明書を添付する必要があります。

証明書の交付については、もよりの支庁・地方事務所（農業振興課）にお問い合わせください。